（別紙１）

# モバイルバッテリシェアサービス
# 仕様書

１　設置条件等

⑴　各拠点の所在地

| 拠点名 | 住所 |
|---|---|
| 北区役所（本庁舎） | 京都市北区紫野東御所田町３３－１ |
| 上京区役所 | 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町２８５番地 |
| 左京区役所 | 京都市左京区松ケ崎堂ノ上町７番地２ |
| 中京区役所 | 京都市中京区堀川通御池下る西三坊堀川町５２１ |
| 東山区役所（北館） | 京都市東山区清水５丁目１３０－６ |
| 山科区役所 | 京都市山科区椥辻池尻町１４－２ |
| 下京区役所 | 京都市下京区東塩小路町６０８－８ |
| 南区役所（本館） | 京都市南区西九条南田町１－３ |
| 右京区役所 | 京都市右京区太秦下刑部町１２ |
| 西京区役所（西館） | 京都市西京区上桂森下町２５－１ |
| 洛西支所 | 京都市西京区大原野東境谷町２丁目１－２ |
| 伏見区役所 | 京都市伏見区鷹匠町３９－２ |
| 深草支所 | 京都市伏見区深草向畑町９３－１ |
| 醍醐支所 | 京都市伏見区醍醐大構町２８ |

※　各拠点内の設置場所により異なる場合があるが、開庁時間は平日９時～１７時(１２月２９日～１月３日を除く)を基本とする。

⑵　各拠点内における設置場所

事業者決定後、本市と事業者で協議のうえ決定する。

視認性が高く、来庁者が利用しやすい場所であり、また、通行・避難動線や庁舎管理上の支障がないことを基本とする。

※右京区役所においては「参考_サンサ右京フロア図」に記載の場所を設置候補とする。

２　機器の概要、注意事項

⑴ 貸出するモバイルバッテリーレンタル機器のスロット数は２０個以上とし、各拠点に１台ずつとする。

⑵ 機器の寸法は高さ 1,900mm×幅 660mm×奥行 500mm を上限とする。

⑶ 貸出するモバイルバッテリーは、電気用品安全法の基準を満たした安全性が高いものとする。

⑷ 貸出するモバイルバッテリーは、ケーブル及び端子が一体となっているものとし、複

数の異なる端子を有するものとする。また、借りた場所以外でも返却が可能なものとすること。

⑸ 設置機器の筐体部分にデジタルサイネージが付加されている場合は、本サービスに関する映像を投影すること。

⑹ 災害発生時にモバイルバッテリーの無償提供を可能とすること。無償提供は提案書で示した内容を基に、本市と協議のうえ、覚書を交わしたうえで、当該内容を実施すること。

⑺ 設置事業者は、設置機器に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、故障対応、問い合わせ及び苦情については、すべて設置事業者の責任において対応すること。

⑻ 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者において、機器の設置からモバイルバッテリーの補充、故障時の対応、定期的点検等の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行うこと。

イ 作業時間等

オペレーションに伴う作業内容、作業時間等については、事前に地域自治推進室と協議のうえ、庁舎内での公務に支障を来たすことのないよう十分に注意して行うこと。

⑼ 設置機器の機種の変更等を行う場合は、事前に地域自治推進室に申し出たうえで、承諾を得ること。

⑽ サービス上、利用者の個人情報を取り扱う場合は、設置事業者の責任において、安全管理のための必要なセキュリティ対策を講じること。

3 必要経費

⑴ 機器の設置、撤去及び原状回復

機器の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とする。

⑵ 電気料金

機器の運転に必要な電気料金は設置事業者の負担とする。

電気料金は、提案時に示した電気料金見込額を使用許可日数（59 日）で乗じた金額とし、本市が発行する納入通知書により期日内に納入すること。

4 遵守事項等

⑴ 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付すること。

⑵ 本件の機器設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止する。